

第5回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日(金) 午後1時30分から午後5時00分
2. 開催場所 糸島市交流プラザ志摩館 別館2階大会議室
3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1名)

10番 古家貴喜

5. 議事日程

議事

- 議案第40号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第41号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第42号 非農地証明願について
- 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第4条第1項による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条第1項による許可後の計画変更承認申請について

て

- 議案第48号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第49号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について（所有権移転）

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせんてん末届について（報告）
- 2) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 3) 農地対策委員会A班の報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（6月認定分）
- 5) 審議に関する資料について
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局 長	楠原 一昭
農地活用係 長	前村 永久
主 幹	古川 康浩
主 事	赤嶺 尚人
主 事	沖 香菜子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

こんにちは。

暑い日が続いております。私ごとですが、昨日、瑞梅北地域の委員会がございまして、実は課長も出席されておったんですが、今年は、たしか先月の総会后、11日に梅雨入りして28日に梅雨が明けるといふ、僅か17日の梅雨の期間でございまして、案の定雨が少なく、どこの田んぼも乾いている状況だと思います。その今ひどいのが、瑞梅地域でいいますと板持地区、それから北のほう辺りが水がなくて、田植はできたけど、その後の水がなくて、植えたまま活着もしないで枯れているような状態、もちろんよそでも植えられないというようなひどい状況でございまして、昨日から山手のほうの水門を、取水口を全部止めて下のほうに水をやっております。皆さんのところはなかなか水がなくて苦労されておられると思いますが、ここが正念場かと思えます。さきの台風4号も、福岡に来るから恵みの雨をもたらすんじゃないかろうかと思っておりましたが、ちょっと肩透かしを食らったような状況でございました。

それで、ちょっと苦言になりますけど、総会の審議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードをお願いしよったんですが、さきの総会では若干名の方の携帯が鳴ったようでございまして、皆様いま一度携帯のチェックをよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第5回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、古家委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。東司時隆委員と原田正成委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第40号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

まず、大変申し訳ございません、こちらお名前が「[]」で間違いはないんですけども、[]の「[]」の字、[]じゃなくて「[]」の字でございます、訂正をお願いいたします、「[]」の字をお願いいたします。

それでは、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、ただいま事務局のほうより説明がありました。

[]さんにつきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、大体まずは地元の委員さんに内容等を言ってもらいまして、こちらは新規就農ということで、この頃面談を行ったばかりで、皆様十分に分かってあるかと思っております。

それで、採決に移ります。

あっせん譲受候補者の登録に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第41号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員、あっせん委員の推進委員、農業委員の選任並びに譲受等の候補者の選定をお願いいたします。

それでは、内容につきまして、説明をさせていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

ただいま説明がありました。

あっせん申出について、あっせん委員を指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選任につきまして、よろしくお願ひいたします。その他の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、譲受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

譲受候補者を発表いたします。

【候補者名読み上げ】

それでは、もう一度確認のため、事務局のほうより報告をお願いします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議 長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第42号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号1番を事務局のほうより、これは6月の継続審議分です。事務局のほうより報告をお願いします。

事務局

非農地証明願について。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この案件につきましては、先月からの継続審議分になるんですけれども、議案書の11ページの地図をお願いします。それから現地調査説明資料の1ページから2ページもお願いいたします。

先月の審議の内容としましては、現地調査の時点では、その現地自体は山林化しておりましたが、平成30年3月に、現所有者であります■■■様のほうが農地法の3条で許可を受けまして取得されてあります。

先月につきましては、そういった経過がありましたので、耕作ができなかった経緯、それから理由を書面で聴取したところでその内容を再度審議するというので継続審議となっております。

先日、その申請人の■■■様のほうから書面が提出されております。その書面につきましては、議案書の101ページ、一番最後に載せておりますので、御確認をお願いいたします。以上です。

議 長

続きまして、番号2番を一貴山地区の田中推進委員、お願いします。

推進委員

議案書の8ページをお願いいたします。

非農地証明願について、現地の報告をいたします。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の13ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いいたします。

現地は住宅の敷地ブロックに囲まれており、20年以上前から宅地の一部として利用されていることから、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告いたします。

議 長

続きまして、受付番号3番を、芥屋地区推進委員、丸田推進委員、お願いします。

推進委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

現地は2筆とも山林化しており、農地への復元は困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議長 続きます、受付番号4番を雷山地区、小川推進委員、お願いします。

推進委員 議案書の9ページです。
受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の17ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上で報告します。

議長 それでは、受付番号5番を可也の推進委員、吉村推進委員、お願いします。

推進委員 今回の9ページをよろしくお願いします。
受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の19ページの地図をお願いいたします。現地説明資料の9ページ、10ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるということで意見がまとまりました。以上です。

議長 それでは、受付番号6番、7番を続けて白糸地区の廣川推進委員、お願いします。

推進委員 議案書の9ページでございます。
受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の21ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページから12ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元は困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上で報告します。

議 長

7番も一緒に。

推進委員

では、続きまして7番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の23ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページから14ページとなります。

現地は山林化してしまっていて、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

続きまして、番号8番を一貴山地区、田中推進委員、お願いします。

推進委員

議案書の10ページをお願いいたします。

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の25ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の15ページから16ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

受付番号1番につきましては、6月分の継続審議ということで、まずは2番から8番までの審議でいきたいと思っております。

その中で、6番の川付の件につきましては、先月の住宅附属農地で非認定ということでした案件となっております。今回は非農地証明ということで上がってきておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、2番から8番までにつきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

川付の、今の6番の件ですが、ここの写真からメッシュがあるんですが、ここは農園の農業用のメッシュかと思えますけど、15年以上たっているのは何か、ちょっと聞きたいです。

事務局

こちらワイヤメッシュ柵、イノシシ柵ですね、すみません、こちらの分、今回申請地の字図、御指摘のとおり、申請地のこの柵の土地のところの、22ページの字図が分かりやすいかと思うんですけれども、こちら筆

が分かれておるところと、農地としては[REDACTED]とか、その隣の分を含めて道路沿いにメッシュをしておるという状況でございまして、その中のこの古いみかんの木ですかね、ところがあったんですけども、メッシュの分、こちらの部分は間口のほうに該当してくるかと思うんですけども、大変申し訳ございません、今、御質問のメッシュがいつして、耐用年数といたしますか、8年経過しておるかとかという部分については確認ができていない状況です。

事務局

ワイヤメッシュ柵につきましては、今説明したとおり、間口全体を覆うということで、当然今畑ということになっていきますので、対象の地にはなりませんけれども、8年間の貸借と、ワイヤメッシュ柵は買い取りじゃなくて貸借になっておりますので、その辺の取扱いについては、再度県のほうに確認をさせていただいた上で処理をさせていただきたいと考えております。

農業委員

8年は相当前の話で、今は14年以上になっておるはずですけど。

事務局

それも含めて確認いたします。

議長

じゃあ、もう一度確認ということで、そして対処するということよろしいですかね。

農業委員

はい。

議長

それでは、ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決に移ります。

2番から8番につきまして、非農地が認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

続きまして、番号1番の馬場の件につきましては、これが、この分でも分かりますように、山林化になりかけているという時点で3条で購入してあるんですね、それを全然何も作らんに現在山林化しているということになっております。それで、自分たちもちょっと判断がつかませんの

で、皆さんの判断をいただきたいというふうに考えております。皆様方の意見をよろしく願います。

事務局

こちらの番号1番につきましては、101ページに事由書があるというところをごさいます、この分どうなのかということで、こちらを見ますと、3行目ですかね、前持ち主より購入する前に、前持ち主が農地を山林に変更するよう農業委員会に頼みに行ったというところの部分につきましては、平成29年4月に非農地証明願が当時の所有者から出ておりました。ただ、この分につきましては、当時調査部会のほうで現地調査へ行っておりましたが、やはり非農地化してはいないという状況で、29年の5月の総会にて非認定という状況でございます。

この後、内容につきましては、一度頼まれたのがその29年の5月というところと、30年の3月ですので、30年の10月には3条許可申請を行ったというところでございます。

こちら御記入はありませんけれども、31年の2月にまた、今度は所有された■■■さんのほうから非農地証明願が出ておりますけれども、この分につきましても大半が農地であるという部分で非農地証明を非認定している状況でございます。

今、議長のほうがおっしゃったように、現地の状況、農地法3条、いわゆる耕作目的で取得したというところでどう判断するのかというところをごさいます、こういう事由書が出た中での審議ということになります。よろしく願います。

議長

事務局からの説明がありました。

農業委員

今、経過の中で、一度もそういう対応なりがなされてきていないということもありますので、その点はやはりきちっと非認定相当というふうに判断すべきじゃないかと私は思います。

議長

ほかに何か。

職務代理者

当時は非農地調査に私同行しておる記憶があるんですが、このときも現地を見に行つて、下からは物すごく荒れておったんですが、上に上がったら、上は平地で、そのときは耕作して何かを作付するにはたやすいような状況でしたので、たしか非農地ではないというふうなことを出したと思うんですが、今回もまた見に行つたんですが、今回は相当荒れていました。でも、この文章にもありますように、当時から荒れておるとは承知で3条で買ってありますので、これは本人の怠慢だと私は思います。3条で買う意味をもう少し厳粛に受け止めてもらいたいと思います。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に移りますけれども、現在は山林化しておいて、もう認定相当の状況になっております。しかしながら、農業委員会としての3条で買われたその意義というものが分かっていないということで、それで、今度もしこの■■■さんが3条で出てきた場合は面談という形で今後対処していきたいなというふうに考えております。

それで、今回は山林化しているので、これが山林化の状態、これを回復しなさいとは言えないから非農地証明を出しておりますので、これを作りなさいというのもまたむごい話ではないかなというふうに思いますので、今後■■■さんが3条で出てきた場合は面談を行い、今回の非農地証明願は受理するという格好で持っていきたいなというふうに思っております。

それで、採決を採りますが、そういったことで、非農地証明書の発行に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手 11人)

議長

それでは、1番につきましては、非農地証明願の発行をするということで、また■■■さんが3条で出てきた場合は面談を行うというふうに持っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、ここで議案の中で訂正がございますので、誤植がございますので、この場で訂正のほうを皆様よろしくをお願いいたします。

訂正箇所につきましては29ページでございまして、29ページの6番、■■■■■案件で、こちら3筆申請の記載がありますが、この中の真ん中になります■■■■■748番、こちらにつきましては、申請の後下げられた部分がそのまま残っておりますので、実際の申請

筆は2筆でございます。こちら真ん中の748番、こちらの分は削除になりまして、議案としましては畑2筆4,511平米、748番の筆を削除いたしまして、畑2筆4,511平米でございます。訂正のほうよろしくお願いたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、第3条につきましてでございます。
まず、受付番号1番をよろしくお願いたします。

農業委員

議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

2番もいいですか。

議 長

続けて2番もお願いたします。

農業委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、番号3番をお願いたします。

職務代理人

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、4番をお願いたします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、5番をお願いたします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、6番をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、7番をお願いします。

職務代理者 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、8番をお願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、9番をお願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、10番をお願いします。

農業委員 受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 続きます、11番をお願いします。

農業委員 受付番号11。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番、2番につきまして、調査部会のほうより面談を行って

おります。調査部会長の三坂部会長より報告をお願いします。

調査部会長

受付番号1番、2番、**■**さんの面談の報告をいたします。

7月1日に第3調査部会で面談を行いました。

議案書の91ページから93ページを御覧ください。

■さんは72歳で、福岡市**■**に住んでおられます。御本人の話によりますと、26年間営んできた飲食店を娘夫婦に引き継ぎ、農業を始めたい。農作業については、配偶者と娘夫婦に手伝ってもらう。**■**の地元農家、**■**さんから紹介を受け、この地域で営農をしたい。営農に関しては、黒ニンニクをメインに加工販売、そのほかタマネギを作付する。地域の知り合いの農家さんから指導を受けながらやっていきたい。収穫した作物は、娘さんの飲食店に卸すよう計画している。また直売所でも販売したいそうです。

第3調査部会の意見としましては、**■**さんは就農される地域に知り合いが多く、農業機械も含め協力が得られる状況にあり、継続した営農が可能であると感じました。

第3調査部会としましては、草刈りなど大変な作業はあるでしょうが、体に気をつけて農業を楽しんでくださいと声をかけました。以上、報告します。

議長

ただいま1番から11番まで説明がありました。

事務局

大変申し訳ございません、誤植がございました。議案書の31ページ、受付番号10番でございます。

受付番号10番の譲受人、**■**の住所に誤りがございました。この場で訂正をお願いいたします。住所につきましては、**■**でございます。すみません、**■**の住所のほうを記載してしまいましたので、**■**につきましては、**■**が正しい住所でございますので、この場で訂正のほうよろしくをお願いいたします。大変申し訳ございません。

議長

それでは、1番から、ちょっと件数も多いんですけれども、1番から10番までを通して質問、意見ありましたらお願いします。

副会長

事務局にお聞きしたいんですけれども、この頃ずっと売買の価格が明記されておりませんが、これは一般売買とあっせんもですけども、価格は知らされていないとか、書かないということになったんですか。皆さんあっせんするときなんか、価格のあれが分からないので、大体どれぐらいの金額になっているのかというのは、せめて委員会だけでも知

らせてほしいと思っているんですけども、ちょっと明記がないので、どれぐらいで売買されているのか分かりませんので、その辺どうなっているのか教えてください。

事務局

すみません、申請書に記載がないものとあるものがございます。今、御指摘のとおり、価格が申請書に記載があれば、こちら備考欄のほうに全体幾ら、反当幾らという部分が分かれば記載するように事務局も考えております。この中で価格が記載がないものは書いていないということで、基本的には幾らという記載はしたいと考えておりますので、誤解があって申し訳ございません。ちょっと価格のほう調べますので、時間をいただきたいと思えます。

議長

それともう一点、贈与の関係なんですけれども、この贈与がどういう関係なのか、兄弟なのか、子供なのか、そういったところがちょっと分かたら報告のときに報告をしていただければと思いますので、どうぞ皆さん印鑑をつかれますので、この方はどういう関係ですかというふうな形で聞いていただきますようによろしくお願いいたします。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

先ほど営農計画、就農の面談されたということですけど、このデータというか、資料上、収益計画が全然何もないですよ。その状況は分かりませんが、一応やはり基本的に収益計画、ちゃんと聞いて提示するべきじゃないか、お願いしたいというふうに思います。

議長

今回は、こちらの方が暫定金額といえますか、そういったもので、ほとんどが自分たち、販売ですので……。

農業委員

ただ、やはり面談等を行う以上、そういう部分で予測というか、そういう計画としてちゃんとあるんだから、そういう数字は記入していただくようにお願いします。

事務局

今の御指摘のとおり、収入計画ということで記載するべきじゃないかというところでもございました。

今回の面談の中で収穫したものにつきましては、レストランに卸すと、基本娘の経営のほうに回すということで家事消費だということ、販売のにつきましては直売所のほうも考えておるがというところで、メインが娘の経営するレストランというところで、記載がなくもいいのかなという考えがございました。御指摘のとおり、ゼロならゼロ、幾らなら幾らということ空白というよりは、ゼロでも数字を入れるようにしますので、今後

そういう形でさせていただきます。

議 長

よろしく申し上げます。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決の前に審査報告をお願いします。

事務局

すみません、先ほど丸山副会長からあった分でございますが、記載がある分が、まずすぐ分かるのは、11番、議案書の31ページにつきましてはあっせん売買でございますので、こちら10アール当たり [] でございます。

それと、こちら申請書に記載がありましたのが、上の30ページ、8番、二丈浜窪の部分でございますが、こちら総額だと思いますが、 [] という記載がございます。

以上2件価格が分かったものがありましたので、回答のほうをさせていただきます。

議 長

ほかに何か質問、意見なかったら、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条第1項の許可につきましては、議案書の27ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議いただくわけですが、こちら7項目につきまして、1つでも「はい」という項目に該当しておれば、原則許可ができないという項目でございます。

今回の案件、11件全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の審査につきましては許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、3条につきまして、採決を採ります。

1番から11番までにつきまして、許可と判断されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、1時間たちますので、ここで2時45分まで休憩といたします。

(休 憩)

議 長 それでは議事に入ります。

事務局 議案書の34ページをお願いいたします。議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございますが、まず、こちらの一般基準につきましては、適当であるとか該当がない、適当であるというところで、一般基準につきましては周辺農地への影響がないというところでクリアするところでございます。

34ページの立地基準でございますが、こちら第1種農地ということで原則許可できないところではありますが、集落に接続した農地に住宅を建築する目的ということで、不許可の例外に該当する、調査部会長の報告の内容のとおり立地基準もクリアするところでございますので、一般基準、立地基準、書類上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長 それでは、採決に移ります。

農地法第4条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の審議に入ります。

事務局 議案書の40ページをお願いいたします。

議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、これも第3調査部会長、三坂委員長より報告をお願いいたします。

調査部会長 番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の41ページの地図をお願いします。あと、別冊の現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いします。

現地を見ましたところ、搬入されている土砂に大きな石や塩ビパイプが混入されていましたので、撤去の文書指導を行っています。

第3調査部会としましては、工事の進捗状況から、完了するまでは一定の期間が必要でありますので、承認相当と判断しています。

以上報告します。

議 長

ただいま調査部会長より説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に入りますが、審査表の説明をお願いします。

事務局

それでは、審査表でございます。

こちらにつきましては、議案書の33ページのほうに記載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。

こちらの計画変更書類申請につきましては、転用が事業計画のみ変更という目的の要項に該当するものでございます。こちら、33ページの1で1番という2番という項目がございますが、今回は転用の目的の変更等ではなく、事業計画のみを変更するということに該当してきますので、こちらの2番の参考区分につきまして御審議いただくこととなります。

まずdにつきましては、転用事業者が事業計画に従ってと、确实であると認められることというところ、周辺の地域に及ぼす影響が計画変更の前と後でどう違うのか、同程度、それ以下であると認められる場合は承認できますよという内容でございまして、今回1年間の期間延長という内容でございまして。

fにつきましては、農地転用許可基準によりということ、こちらにつきましては、当該農地につきましては農地区分が農振農用地でございまして、農地造成のための一時的な転用というところで不許可の例外に該当してきますので、こちらの転用許可については該当するものでございます。

こちらの3項目につきまして、御審議のほどをそれぞれ確認いただきたいと思っております。以上でございます。

議 長

それでは、3項目につきまして、一つずつ採決を行いたいと思えます。

まず、dにつきまして承認相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
それでは、eにつきまして承認相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
では、fにつきまして承認相当と思われる方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の46ページをお願いいたします。
議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、5条につきましても第3調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、49ページの地図をお願いします。また、別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いします。

親子間の贈与申請で、今年の5月23日に農振除外許可が出ています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築を行うため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当で

あると判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の54ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページをお願いします。

現在、建て売り住宅の農振除外申請が提出されており、道路敷地となる部分も事前に発掘調査するという内容です。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、発掘のための一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としては、市が主体となる発掘調査のため、地域や関係各課との協議、調整を行いながら進められること、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の58ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の25ページと26ページをお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が伴う案件であり、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の62ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の27ページと28ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続した農地への住宅建築の目的であるため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しています。

続いての申請ですが、3件同時の審議となりますので、案件説明及び調査部会の意見も一括して報告します。

それでは、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の67ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の29ページと30ページをお願いします。

申請地は、昨年12月1日に農振除外許可が出ております。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地への住宅建築や住宅に付随する施設のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

受付番号7番は、5番の雨水排水路の一部、6番の住宅敷地の一部、また農地として残す2546-1、2530-2への通作道路の用途を兼ねていますが、その権利関係について念書が提出されており、今後のトラブルが生じないものと考えています。

第3調査部会としては、特に関係各課からは支障となる意見は出ていませんし、権利関係が書面で整理され、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

ただいま5条の1番から7番まで報告がありました。また、5番から7番につきましては同時申請ということで行っております。県のほうも、この7番についても許可という方向でいいの。

事務局

今回3件同時申請ということで、ちょっと分かりにくいかなと感じております。今回68ページの字図が分かりよいのかなと思いますので、ある程度お話しさせていただきたいと思います。

まず、こちらの68ページの字図につきましては、⑤⑥⑦という番号を振ってあるかと思えます。こちらが申請の番号、受付番号に対応した番号でございます。受付番号5番の■■■■2546-1と2530-3がこういう位置関係でございます。道路を北側にしまして農地は南側で、6番につきましては⑥で、こちらのほうも2530-1と2546-6というのが申請地でございます。⑦につきましては、こちら中央に来ている住所でございます。

今回、調査部会長のほうが7番についてはということで説明がございましたけれども、こちらの土地条件区画図につきましては、70ページに書いてはおるんですけども、簡単に話しますと、68ページの字図でいきますと、⑤の下に⑦が来て、⑥が来ておると。こちら受付番号5番の申請につきましては、⑤の2546-1に本体部分が建築、住宅建築されておるんですが、こちらの7番の受付番号の住宅への進入路の一部に雨水排水計画の側溝が入ります。それを介しまして、5番の2530-3

というところに行きますので、こちら本来に7番につきまして、5番の
■さんのほうも要るんじゃないかというところもあります。

それと、6番の■さんが計画している土地につきましては、7番にも
■さんが上がってきていますので、こちらの6の2530-1と254
6-6の敷地がこちらの7番の2546-8に接続して、これが東側の道
路に敷地がひっついておる。■さんの6につきましては、6番と7番と
いう形でひっついておるといところから、こちら7番の道路でございま
すが、字図でいうところの2546-7が畑で残ります。それと2530
-2、■さんの農地が入り口がなくなるというところで、こちら受付番
号7番の権利関係につきましては、農地を所有してある申請人の■さん
と■さんの部分の承諾は取らないかんんじゃないかという部分で、そう
いう使用承諾も取れておる状況だということでございます。

それと、先ほど議長のほうから、7番の目的は大丈夫なのかというところ
でございます。本来、第1種農地につきましては、こういう集落に接続
して設ける住宅建築もしくは周辺に居住する者の業務上必要な施設という
項目だけが該当してくるわけでございますが、今回こちら受付番号5番、
6番が住宅建築でございまして、7番がないことには住宅建築がままなら
ないという状況でございますので、今回5番、6番、7番、3件同時申請
に上がっておる状況も踏まえまして、住宅に附属する施設のためとか、基
準上は特にそういう項目はないが、この7番があることによって、この2
件が生きてくるという内容でございますので、特例といいますか、住宅に
附属する施設というところで、3件同時申請であれば許可相当と考えられ
るという県の意見を聞いておる状況でございます。

ちょっと今回3件同時で見ていただくこととなりますが、そういう内容
でございますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうからも説明がありました。今度の5条のあれで、
一番問題があったのが5、6、7番ということで、それも含めて、何か1
番から7番まで質問、意見ありましたらお願いします。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条につきましても、一般基準、立地基準で判断していくわけ
でございますが、まず一般基準としまして、32ページに記載しておる内
容でございまして、こちら1番から7番までが、こちら資金計画が妥当で
あるとか、該当がない、必要最小限、周辺農地につきましては支障がない

という状況でございますので、こちらの一般基準につきましては該当して
くるものでございます。

それと46ページの1番、波多江の分でございますが、こちら第1種
農地ではありますけれども、集落に接続した住宅建築で、不許可の例外、
というものはクリアしておると。

同じく2番につきましては、こちら一時転用というところで農振地内で
ございますが、第1種農地もございまして、一時的なもので農地に復旧す
るという内容でございますので、クリアしておるものでございます。

3番につきましては、こちら第1種農地、広がりがない農地の一面でご
ざいまして、代替地がないということも考えますと、基準をクリアしてお
るものでございます。

4番、末永、こちらにつきましても第1種農地の一面ではございませ
が、集落に接続した住宅建築というところで不許可の例外、基準に該当し
てきますので、クリアいたします。

5番、6番、7番、こちら第1種農地につきましては、ちょっと説明を
させていただきましたが、不許可の例外、集落に接続する住宅建築という
内容でございますので、こちらクリアしておるものでございますので、
以上1番から7番につきましては、一般基準、立地基準、書類上の審査で
は許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、第5条につきまして採決を採ります。
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の審議に入ります。

事務局

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認
申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

これにつきましても、第3調査部会長のほうより説明をお願いします。

調査部会長

番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の73ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の35ページと36ページをお願いします。

6月総会で継続審議となった案件です。計画区域から外した710番が農地性を回復しているかの判断が難しいというのが理由でございました。経過については、議案書の98ページ以降に載せています。審議については、710番の農地所有者の意向をポイントに行いました。

第3調査部会としましては、当該農地の所有者が農地性が回復したとの考えであること、また当該地を計画から外さないと農地改良が進まない状況であり、承認相当はやむを得ないと判断しました。先月からの継続案件で、どちらか一方の判断をせざるを得ない状況でしたので、結論づけるのに大分悩みはいたしました。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

ただいま三坂部会長より報告がありましたけれども、何か質問、意見がありましたらお願いします。

事務局

質問、意見前ですけど、こちらの議案書の経過のほうを御覧いただきたいと思います。

こちら、98ページにありますとおり、当初5筆が4筆になったというところで、申請変更の理由等がありますが、こちらまず710番地の申請人の方がこの契約を解除したいんだという内容、こちら98ページには、計画を変更すると同時に、農地法の5条の許可の取消しを出してあります。その辺は、もうそのまま残していいよというところで取消しと。理由の欄に、「個別売却のため」というところの記載がありましたという内容をお伝えしていただきたいというところでございます。

結局、変更の理由につきましては、こちらの代理人のほうから、やはり計画区域の除外となった経緯はというところで、所有者からのそういう申出があったという内容であります。申請人としては、北側に接地して、南側に道路があるため、営農に支障はないんじゃないかという記載はございます。

それと、こちら88ページになりますけど、結局継続審議になった理由としまして、こちら県庁の担当者よりというのがありますが、5条のこちらの取消しにつきましては、やはり710番地、今回計画区域から外すものが、農地性が回復しているか認められる場合は当然いいんだというところと、申請人、710番地から外したことの意見を聞いてもらえないかというようなことがありますけど、こういう経緯でございまして、6月10日

の総会以前の第2調査部会のほうが6月3日に行っておりますが、現地で
■さんの話を聞いた経過、第2調査部会の意見取りまとめの中で、こ
ういう意見が出ておる。6月の段階では、今回除外になる710番地の所有
者の意向という部分がなかったので、こちら農地としては設計上生きてお
るのかと。ただ、耕作できる範囲かというところも含めまして、全く問題
ないとは言い難いので継続というところが理由でございました。

99ページに戻っていただきますと、県のほうも、この農地の意向を聞
いてみてはどうかと、事務局のほうから尋ねられんかというところで、事
務局のほうが6月27日付で意向確認の文書を送ったところ、こちら6月
29日15時5分ということで、■さん、所有者の息子さんでご
ざいますが、こういう自身で耕作はしないから、土地はもうあの状態で売
っておるといふ部分が、現地では分譲看板の設置も当然あったんですけれ
ども、■さん本人が現状で売りたいというところで考えてあるんだ
と。電話で話した中では、何でそんな個人の財産なのに細かいところを言
わないといけないんですかというところで、そういう内容で、細かいとこ
ろまでは聞き取ることはできませんでしたが、今のままで売れると考
えてあるという意思は伝わったところでございます。

こういう計画の中で、今回継続案件ということで、本日結審していただ
くことになるかと思いますが、こういう経過を踏まえた中で、御意見等頂
戴しながら御審議いただきたいと考えております。以上でございます。

議 長

ただいま調査部会並びに事務局のほうより説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いいたします。
立って、番号と名前を言ってから。

農業委員

100ページの県からの相談の文書、尻切れとんぼになっています。こ
の後は。

事務局

こちらは、ちょっと印刷の順番的には98、100、99という、余儀
なくされているかというところが、すみません、順番が逆になって申し訳
ないです。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

これは、■さんのほうはもうこれでいいと、これで売りますよとい
うことでやってあるということですので、3条申請、もしくは5条なりで
出てくるかなあというところはあるかもしれませんが、ここはちょっとどうや
って開発なり、3条で耕作するのか。聞き取り等は十分にしていかなけれ
ばいけないかと思っておりますけれども、まずは■さんのほうの承認をしなけ
れば農地改良が進まないという判断で決めたいなというふうには思ってお

ります。

これに対して何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

この■■■■さんという方は、個人情報のかいろいろあると思えますけど、農地を売ると言った以上、途中でやっぱりあんた売らんという、どういう方ですかね。

議長

これは、個人のあれで、自分たちもよく分からないんですよ。ただ、■■■■さんとちょっと価格の面で……。

農業委員

折り合いが合わなかったということ。

議長

うん。それから連絡も絶対に扱うなということのあれだったのでということで、今回こういった農地改良の計画変更というのが出ている。

農業委員

例えば、またこういう大規模に農地改良とかして、またこういう事例とかが先でまた出る、出ないという保証もないばってんが、もしまたそういうふうになったときは、またこれでいいですよと許可するわけですか。県とか農業委員会。

事務局

今、宗委員がおっしゃったように、当初この部分につきましては、使用貸借でこちら申請人の■■■■さんと■■■■さんが、こういう工事をするならいいよというところでやっておったと。

今回、こちら計画図のほうは76ページにあるものです。まず当初の計画が、こちらちょっと線が細くて見にくいんですけども、字図でもありますが、710番のこういう開いておるといふ部分と傾斜地になっておる部分、こういう形で造成するのに合意した上で、こういうふうに変えられたと。約1年経過している中で、どうも自分たちが売りたい、自分は売りたいけん。工事をするけん、扱っちゃるなという話になって、これは契約上の問題もあるんですけども、この個人間の部分につきましては、今回計画変更申請につきましては、扱うなと言われた以上は、もう自分の分、こちらのもう一方の農地について改良せないかんという状況があるところがありますので、この部分はどのみち今の状況で工事がストップしてしまうわけにはいかないというところでの申請地を1筆で下げたところの計画変更申請が出ておるといふところなんです。

こちら100ページのほうにも、経過、■■■■さんの話も書いておりますけれども、これ以上扱ってはいかんよと言われて、結局じゃあ少し、ちょっと今何かつころうかという話も、ここも農地として今の現状扱うなというところがあって、この状況があると。ただ、許可を通ったとおりに、全

部で5筆にしたけん、5筆にせないかんやないかというのをどこまで言えるかという部分に限界がございますので、今後もこういう形で考えた場合、外した農地がどのような状況かということも踏まえて、状況に応じた判断が必要ではないかと思っておりますので、確かに今後こういう状況も出てこないこともないと思っております。そのときでの承認は持ち帰るということで結論を延ばしたけど、本来の大きな土地改良という結論、個人的な、個人のせいでもありますので、大きな土地改良事業にもちょっと直結しているものでありますが、今後ともこういう、ひょっとしたら、複数筆での個人の造成事業は考えられないこともないということでもあります。

副会長

何度もすみません。計画変更申請の件で、県のほうとしては、ここに問題があった場合、どこまでこっちの農業委員会のほうに、こういった状態になっているからいいですよとかということの基準というものはあるんですか。例えば、本人がこうやって扱わないでくれと言われたときに、じゃあこういった申請では途中で受け付けないよと県のほうは言っているけど、もしこんな状態になったときというのは、もうこれ、こっちの市の農業委員会のほうに任せる、どこまで任せてもらえるのでしょうか。

事務局

結局こちらの許可申請に関しましても、変更に伴った許可申請につきましては、県のほうが権限者ということでございます。

ただ、県のほうにつきましても、結局例えば今回のケースが、外した農地が全然問題なかったら、これは外していいということでした。県のほうも現地確認は来ておりますので、農業委員会はどう判断されるのかなというのは言われていますけれども、結局審査基準としましては、農地性が回復しとるけん、外したのかということところが最初のポイントでございますが、農業委員会のほうの意見をまとめてくれということだけを言われております。

なので、農業委員会が、過去にもあったと思うんですけども、農業委員会相当という部分についても県が統括すると、県が承認したという状況でございますので、農業委員会の意見としては、あくまでもこちらの意見、あとは、判断は県のことですので、その辺、線を引いてよろしいのではないかなと。農業委員会として考え得る部分としては、農地性の回復も含めて、ただ、このままの状態でもいいのかということの考えを含めた上での意見をまとめるという考え方でよろしいのではないかと思いますので。

議長

ほかに何か質問、意見はありますか。

農業委員

ここのところはかなり広範囲で起こしてあって、最近は大雨とかないの

で、いいかもしれないけれど、かなりの集中豪雨があつて、土砂災害とかの危険性というか、そういうものの心配とかはないのか。

それと水路、前にある水路がそんなに広くないので、結構水路自体がいっぱいになったりするんですけど、そのときの判断とか、そういう調査というか、その点は考えてあるのかなあと思っているんですけど、今の現状では、かなり干ばつ的な時期なので、当分そうした心配はないんですけど、そういったときの心配も、そこまでは考えなくていいのかなあと思っていますけど。

議 長

事務局。

事務局

当然、今回許可を取ってやった部分で、昨年ですかね、令和2年の6月15日ですかね、許可をとってござりまして、こちら造成高が約18、20ぐらい上がっていきますので、こちらの傾斜地の中で段々が、傾斜地を造って、土場か段をつけて農地にするという内容で、こちら申請地の区域内に調整池というところを設けて、水路にまたそこから調整した水路、調整池を設けた上で既存の水路に流していくという計画と、あとは盛土の造成につきましては、勾配的なものは考えながら、30メートル勾配で計画はしたいというところで、現行の基準では国が定める30度以内の勾配で造成してくれと、造成しなければならないという基準は達しておるだろうと考えております。

ただ、未曾有の大雨という部分に対してどうかというところにつきましては、ちょっとこの場で回答はできないところでもありますけれども、工事の申請につきましても、勾配がどうかと、調整池は機能するのかというところは確認しつつ、県のほうでも許可が出た関係であります。以上です。

議 長

最初の許可のときに調整池なりなんなりを造っておって、そしてそれで許可して、今度小さくなるということで、調整池は全然変わらなくて、そのまま来ますので、そして地元の水利承諾といいますか、それこそ無条件で出してらっしゃるんですけども、それに、それをどういうというよりも、 の行政区が無条件で出しておるけん、こうしたときにはいつも無条件であれを出しておるのかということは問題になっております。そのあたりは、行政区がきちんと見ながら条件承諾なりなんなりは、やっぱりしてもらったほうがいいかなあとは思いますけど。

農業委員

それで、 の方は3条が出ているんでしょうか。それもちょっと心配したんですね。結局変更は出したものの、また範囲が広がってきているから。

議長 それは3条ですから、3条は耕作するというあれですので、そこは広がっておるけんというて、こっちからどうのこうのとは言えんじゃないかなあと思います。

農業委員 そうですね。聞いていくと、畑として利用するということは聞いているんですけど、また先でどうなるのかなという心配も出てきているかなあと思って、その辺が積み残していく課題かなあと思います。

議長 そこいらは、ちょっと十分注意しながら見守っていかなければいけないと思っております。今からあそこがもうすぐ転用されるけん、どうのこうのって、こっちは言えん。でも、3条でこういう指定がある限り、耕作しますよという意思表示ですので、そこまでは言えません。農業委員会では。だから、地元の農業委員さんがどうしているのかと、ちょっと目を配りながら、見守っていただきたいなあというふうに思います。
ほかに何か。

農業委員 現場のほうを見てみると、■■■■さんのところを扱ってありますよね。その部分で、実際的に後でトラブルないのかなという気はするんですが、そこら辺はどうなんでしょう。もうここに■■■■さんから答弁があったように、中止して現状は扱うなで、それでいいのか、それで実際的に現況と地形図と合わないんじゃないかと。もう扱ってらっしゃるけん。そこら辺は大丈夫なのかなあという気はするんですけど。認めるとはいいとばってんが、そこいらちょっと心配がありまして。

議長 ■■■■さんのほうが、これ以上何もするな、扱うなと言われている限り、■■■■さんのほうもどうもこうもできないというような格好ですので、現状として、回答にもこのままでいいというふうな回答ですので、どうしようもできないと判断しております。

農業委員 原状復帰というふうに■■■■さんが言うておけば、原状復帰でまた戻さないかんやろうけど、現況から扱うなということであるけん、そこで相手側が納得しているかなあということだけんが、後でまたトラブルがあるような気がするけん。

事務局 そうですね。今、荻原委員がおっしゃったように、■■■■さんのほうから元へ戻して原状復帰をせいというような契約の中で、そういうふうな内容になれば、そういう契約できたものを双方がそうだねと合意すれば、元へ戻すというのもあり得ると考えていますし、あくまでも個人間で今後トラブルがあるかないかにつきましては、農業委員会としては、どうなるか

分からないことに対しては、不明確の部分で審議を続けるわけにはいかないと考えております。

現状としては、電話連絡はしたんですけれども、このままでよかというように言われた状況でもありますし、■■■さんのほうも、もう少しこげんしないと言われれば扱えるんですけれども、こちらからも、今となつては、■■■さんのほうから■■■さんのほうに連絡取ろうとしようとしても、連絡してくるなと言うたろうが、というような話のようです。現状、どうにか改善という手だても、もう扱ってくれるなというところがございます。

調査部会のほう、全体の意見のほうとしても、これは最終的には本当は現状でない状況、里道と同じような高さにする計画でございました。今現状としては、写真でもあるとおり、崖のようになっておりますけれども、当然、もともと山林化しておったところの樹木が、雑木が茂っておった状況を伐採しながらするということで、最終的には、この南側の里道という部分についてはこの高さになる計画でございましたが、扱うなどいうところで、工事も途中で止めることも問題ではないかというのも、第2調査部会の意見でも出ておったところがございます。以上で説明とします。

議 長

よろしいですか。こういった説明ですけれども、ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入る前に審査表の説明ということで、事務局のほうよりお願いします。

事務局

こちら5条転用の変更申請につきましては、審査基準というものがございますので、33の2ページのほうで御審議いただくようになります。

こちらは、さきの4条の計画変更の取りまとめにつきましては2番でしておりましたけれども、今回は転用目的が変わりますので、1番のほうで審議いただくことになります。

こちら8項目ほどございますが、この項目がそれぞれ該当しておるかどうかというところでの、それぞれの項目で御判断いただきまして、総合的にどうかというふうになっていくかと思えます。

まずこの1番、上の転用の促進措置というところで、こちらは事業計画どおりという部分、したとしても、結局事業目的どおりでいけるかどうか、困難であると認めるかどうかということですね。今回は、意向が扱うなという状況を踏まえたところで、この部分につきましては、許可目的を達成することが困難と認められる事案であるかというところ です。

2項目、法第51条第1項の規定による許可の取消し等という部分につきましては、こちらは農地転用違反の指導が、農転許可を行う原状回復の上で、等を行うことが困難または不相当と認められるかというところ。

次のaにつきましては、許可取消処分を行ってもというところで書いてありますが、こちら農地として効率的に利用されるとは認められないかというところ、こちらは、この審査につきましては、ここに該当すると承認相当でないよということになるという見方になります。

bにつきましても、今回転用は事業者の行為または重大な過失によるものでないと認められることと、こちらに該当にすればいいということですね。

cも、転用許可の変更前・変更後というところで必要性があるかどうかの判断。

dにつきましては、変更後の事業者が計画に従って実施されることが確実と認められることという。

次、e、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が許可を取る前後と、今回同程度かそれ以下であると認められることというところ。

fにつきましては、農地転用許可基準ということでございます。こちらにつきましては、一般的には農振農用地区域でございますけれども、一時的な農地造成のための一時転用ということでもありますので、こういうその基準につきましては満たしておる状況であります。

以上、こちらの8項目ということであるかと思いますが、その項目ごとに挙手していただきまして、総括した結論を出していただきたいと考えております。以上でございます。

議長

それでは、審査項目ごとにやっていきたいと思っております。

それでは、一つずつ行きたいと思えます。

まず、1番目の転用事業の促進措置を講じてもお許可目的を達成することが困難であると認められる事案であると思われる方の挙手をお願いいたします。

議長

多数。

それから2番目、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分を行うことが困難または不相当と認められるか。認められると思われる方の挙手をお願いいたします。

(発言する者あり)

事務局

結局、こちらの今回1筆削ったところで計画変更というところで、最初

の部分につきましては、1筆をせないかんでしょうかと。当初の5筆をどうしても外さないといけない事案が生じましたと。この部分については、やむを得ないと認められますかということでございます。こちらは多数で、こちらは結局、今5筆から4筆になったけん、許可を取り消さないかんよという案件なのかというところでございます。

なので、こちらは5筆でなくて4筆で計画変更してもいいと思われる方の挙手をしていただくということでございます。

議長

では、そのようで、4筆でも許可をしてもいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

この次はaの欄で行きたいと思います。

事務局

こちらは、仮にほかの5筆の許可の取消しを行ってもということですね。他の土地の旧所有者がと。結局、今回除外された土地、710番地についても効率利用ができるかどうかと、プラス4筆の計画をこのままストップしていいものかという話かと思えます。

すみません、結局710番地が現状のままでも効率利用ができると思われるかどうかです。

農業委員

これは、上の審査項目と書いて括弧書きにしたのが、ここへそれぞれに該当していけば承認可能と書いたわけですが、これを頭に入れて判断すればいいんじゃないですか。そうせな、項目あれして、俺たちは意味分らん。これは、承認される人はもう手を挙げれば、全てに該当するという、それで承認ということになる。これは一応したって理由が分らん項目で。

事務局

それはいかんかったですか。

議長

それは県のほうに出さないかんのですね。

農業委員

出さないかんって、頭に置いて、一つでも駄目だったら承認できんということで、それを頭に置いてすれば、手を挙げやすいという。これは字面を読んだってなかなか意味不明。

(発言する者あり)

農業委員

事務局、ちょっと解説して。

事務局

この項目については、aについては、現在710番地の部分を削って、許可は外していいよというときに、その土地の所有者が現状のままで効率的に利用されることが認められないこと、いわゆる法律については、現状710番地が農地として適正な状況であるかどうかの考え方です。

なので、先ほど出ました御本人の意見としては、自分はつくり地にはしないけれども、現状のままでいいという判断をしてあるところも踏まえて、現在この710番地の農地が今後適正に利用されるといいますか、現状のままでいいというところで外していいかということなんです。710番地を効率利用できるから外していいんじゃないかどうかという質問。

議長

効率利用できるかといわれると…。でも本人はこれでいいって言うてるけん…。

(発言する者あり)

事務局

はい。外した農地が効率利用できることの確認です。

議長

ということで、外した農地が効率利用できるかということ、できるけれども、本人はそれでもしますということですので、効率利用できるという方は挙手をお願いします。

議長

多数。

じゃあ、bの許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められることということで、これは皆様分かりますよね。

(全員挙手)

議長

全員です。

変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同等程度かそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるかと思われる方は挙手をお願いします。

議長

多数。

dの変更後の転用事業者がその事業計画に当たって実施されることが確
実であると認められると思われる方、挙手をお願いします。

議 長

こちらも多数です。

eが、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響
が、変更前の転用事業による影響に比べて、それと同等程度またはそれ以
下であると認められると思われる方。

議 長

多数です。

f、aからeまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許
可基準により許可相当であると認められるものであると思われる方の挙手
をお願いいたします。

議 長

多数です。

では、総括して、この5条変更について承認相当と思われる方の挙手
をお願いいたします。

議 長

多数です。

それでは、変更の承認の件につきましては、承認相当ということで決定
したいと思います。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の81ページをお願いいたします。

議案第48号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい
て」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより説明をよろしくをお願いします。

農業振興課

どうかよろしくをお願いいたします。

ページは、82ページからが認定するページとなっております。

先ほど1枚資料をお配りさせていただきました一覧表で説明をさせてい
ただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回、認定農業者の新規認定案件につきましては2件でございます。

2件につきまして、概要の説明をさせていただきたいと思えます。

それではまず番号1番、XXXXXXXXXXさん。

XXXXXXXXXXさんにつきましては、平成30年5月27日までに認定農業者

で認定がございましたけれども、今切れている状況で、ちょっと期間が空いたものですから、今回改めまして新規の認定を行うものでございます。

現在、飼料作物、それと酪農を営んでおられまして、酪農の飼料費が経営を圧迫している状況がございます。飼料用作物の収量を増やしまして、農場のほうで自家消費をすることで飼料費を抑える計画でございます。

また、成牛管理に力を入れまして、乳量の増加を図るということでございます。

雇用につきましては、臨時のパートに加えまして、今、娘夫婦が雇用者として働いておりますが、今後は役員として入られるということで経営に力を入れていくという計画となっております。

以上のことから、コストを抑えながら生産量を増やし所得の向上を目指す経営の改善に向けた内容となっておりますので、農業振興課としましては認定相当というふうに考えていいと思います。

続きまして、ページは85ページからになります。

■■■■さんになります。

農業委員

すみません、資料がありません。飛んでいます。

(発言する者あり)

農業委員

85ページの表はあります。その裏がない。

事務局

ほかの皆さんは、多分一部だけ誤植といたしますか。

農業振興課

すみません、続けさせていただきます。

2番目の■■■■さんにつきましては、兼業で家の者が手伝いを行っておりまして、令和3年に仕事を辞められまして就農しておられます。

今回、10棟のビニールハウス等を導入いたしまして、それでレモンの生産にチャレンジされるということで、新規の認定申請でございます。

現在は、ミカン、水稲、ニンニク、タマネギを生産しておられまして、水稲につきましては現状維持ではございますが、畑のニンニク、タマネギについては面積を増やしていく、またミカンについても共有の農地を借りて収量を上げていく計画でございます。

家族2人で今営農化しておられまして、規模拡大に伴いまして積極的に雇用もまた増やす計画となっております。

以上のことから、生産量を増やしまして所得の向上を目指す経営の改善に向けた内容となっておりますので、農業振興課としましては認定相当であるというふうに考えております。

以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

議 長	<p>それでは、農業振興課のほうより説明がありました。</p> <p>この2点につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。</p>
副会長	<p>ちょっと新しく差し替えの分が新しいやつ。</p>
事務局	<p>概要は1番、2番でそれぞれの書類が、細かい書類がついているということ。</p> <p>後から配った資料が、それが82ページの前に来るという資料ですね。</p>
農業委員	<p>後に入ったのはね。</p> <p>その中で、 さんの年齢が24になっているんですけど、対象者がちょっと見当たらないんですけど。</p> <p style="text-align: center;">（「法人」と言う者あり）</p>
農業委員	<p>年齢というのは、年齢じゃなくて、それは法人を立てて、年齢が24年ということですか。</p>
農業振興課	<p>法人設立の年数でございます。</p>
農業委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>ほかに何か質問、意見がありましたら。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、採決に移ります。</p> <p>原案に対しまして同意されます方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員です。</p>
議 長	<p>それでは、次の議案に入ります。</p>
事務局	<p>議案書の88ページをお願いいたします。</p> <p>議案第49号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取につ</p>

いて」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、引き続き農業振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課

6月22日に糸島市農業振興地域整備促進協議会にて審議を行いました農振整備計画のうち、除外7件、編入1件について、農業委員会の皆様に御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

まずは、委員になられて初めての案件となられる方もおられると思いますので、農振計画とはというところから御説明させていただきたいと思っております。

農業振興地域整備計画とは、主に土地利用の観点から農業の振興を図る計画となっております。

具体的には、連担性のある農地や土地改良事業等が行われた農地、大規模な農業用施設の集積がある団地等について、農業振興地域整備計画の中で農用地、あるいは農業用施設用地等として指定すべきとされております。

国・県の各種補助事業では、農業振興地域の農用地であることを事業の要件とするものが多く、また農地として土地を売買する際には、農振農用地であれば、あつせんの制度を活用することでのメリットがあつたりします。

このため、糸島地域では昔から農業が盛んな土地として多くの農地を農業振興地域の農用地として指定しております。

一方で、この農業振興地域整備計画の土地利用計画について、農用地として指定されている土地は農地の転用ができないため、土地の所有者が転用を希望する場合は、農振農用地からの除外という手続を経て農地転用という流れになります。

また、所有者が農地を農地として利用し補助事業等の活用を行っていきたい場合などは、農振農用地への編入という手続もございます。

こういった農振農用地からの除外を行うに当たっては、基準となる5つの要件があり、この要件に沿った検討を行うこととなっております。5つの要件とは、1つ目が、農用地以外の用地にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替する土地がないこと。2つ目が、農用地の集団化、農作業の効率化、その他総合的かつ効率的な利用に支障がないこと。3つ目、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障がないこと。4つ目が、土地改良施設の機能に影響がないこと。5つ目が、農業基盤整備事業が完了して8年を経過していること。この5つの要件を全て満たす必要があります。

それぞれの整理番号ごとに、計画変更における検討事項についてということで、今回資料に添付しております。

それでは、議案第49号別紙資料と記載された資料を御覧ください。

最初に、農振農用地からの除外7件について説明をさせていただきます。

表紙の次から、1ページに所在地、現在の用途区分、面積などを整理番号順に掲載しております。

2ページは、土地所有者、転用事業者などを掲載しております。

整理番号1は、池田南・波多江東地区に地区計画を設定し、倉庫やトラック待機場を整備することを目的とした申請、整理番号2は、二丈深江に建て売り住宅建設を目的とした申請、整理番号3は、申請者から取り下げられましたので空き番になっています。整理番号4は、池田に地域密着型特別養護老人ホームの建設を目的とした申請、整理番号5は、川付に資材置場整備を目的とした申請、整理番号6は、志摩小富士に資材置場整備を目的とした申請、整理番号7は、二丈福井にレストラン用の駐車場及び資材置場整備を目的とした申請、整理番号8は、住宅の敷地の一部となっている場所についての申請になっております。

それでは、個別の内容について、整理番号1から説明させていただきます。

資料は3ページから12ページまでです。

本件は、池田南・波多江東に地区計画を設定し、転用事業者である^{■■■■}
^{■■■■}が製造する清涼飲料製品を保管する倉庫や倉庫から配送するためのトラック待機場を整備するという案件になります。

地区計画区域の面積は14万4,140.36平米、そのうち農振農用地の面積3万5,080平米です。

4ページに、平面図で、倉庫の配置やトラック置場などを記載しております。

5ページに位置図及び航空写真が、6ページに農業振興地域の土地利用計画図と現況写真を添付しております。

7ページは、今回除外する農振農用地と地区計画のエリアが分かる図面を添付しております。7ページの赤枠で囲っている部分のうち、黄色い部分が農振農用地、白地部分が既存の工場敷地部分と一部が瑞梅寺川となります。

6ページ上段の農振土地利用計画図を見ていただきますとおり、瑞梅寺川と川原川を挟んで接している農用地については、その対面へ移動するには細い橋やパイパスまで戻って通る必要があるなど、一体的な利用が難しい場所であり、当該農用地は縁辺部に当たると考えております。

8ページ以降は、^{■■■■}から提出がありました、今回の整備計画が必要な理由書を添付しております。全てを読み上げることは省略いたしますが、昨年から今年にかけて最新鋭の高速ラインに更新したことにより生産可能な数量が増加していること、ペットボトルの軽量化により積み上げる

ことができる量が3段から2段に減少したことなどにより保管場所が足りていないこと、不足している保管場所については、現状、福岡市東区の倉庫を利用しており、製造現場から距離が近い場所に保管場所があることで業務効率化を図る必要があることなどが記載されております。

こういったことを踏まえ、糸島市都市計画マスタープランにも工業・流通地域として位置づけられている地域であることから、必要な計画であると考えております。

続きまして、整理番号2、二丈深江に建て売り住宅50戸を建設する計画です。

13ページに要件別の検討事項、14ページに計画平面図、15ページに建物配置計画図、16ページからは位置図等を添付しております。

18ページには、筑前深江駅からの距離と周辺の用途地域が分かる航空写真を添付しております。赤く塗っている箇所が今回の計画地であり、用途地域が設定している箇所に隣接している場所になります。

また、当該箇所を耕作しているのは2人の認定農業者ですが、当該計画地が減少したとしても認定基準に達することが可能な方であり、安定的な農業経営を営むのに支障を及ぼすおそれはないと考えております。

続きまして、整理番号4、池田に地域密着型特別養護老人ホームを建設する計画です。

19ページに要件別の検討事項、20ページに計画平面図、21ページ以降に位置図や農振土地利用計画図を添付しております。

市の介護保険事業計画に基づき募集し選定した法人が設置するものであり、市としての必要性は高く、実現性のある計画になっております。北側にある同一法人が運営する施設と調理室を共用するなど、面積も必要最小限となるよう計画しており、当該地以外に適当な場所はないと考えられるものです。

22ページ上段の土地利用計画図を御覧いただきますとおり、北側及び西側は白地に接しており、農用地の集団化、農作業の効率化にも支障を及ぼすものではないと考えられるものです。

北側から進入する部分と敷地の西側にある水路は、暗渠にすることで道路の幅を確保すると伺っております。

続きまして、整理番号5、川付に土地所有者が営む建設会社が資材置場及び工事車両置場などを整備する計画です。

23ページ以降に、検討事項や図面などを添付しております。

26ページ上段の農振土地利用計画図の赤枠 XXXXXXXXXX が当該計画地ですが、北側は事業所、西側は既存の住宅などで白地部分であり、農用地の集団化、農作業の効率化などに支障を及ぼすものではないと考えております。

雨水排水については、西側のU字溝を入れ替え、現状よりスムーズに排

水できる計画としているとのことです。

整理番号6番、志摩小富士の既存の土木建築工事用の資材整備を拡張し、新たに追加するクレーン車等を配置するために必要な敷地を確保するための計画です。

27ページ以降に、検討事項や図面などを添付しております。

28ページは、現況の平面図であり、その中の赤枠が今回整備する部分になります。この下側に番号と名称が書かれておりますが、図面に記載している番号が何の部材を表すかを示している表になります。

29ページは、転用後に計画している資材等の配置図になります。トラクターの進入路を確保するなど、これまでより余裕を持った配置とすることで事故を防ぐことを目的としております。赤枠部分が今回の志摩小富士[]であり、その中の点線部分までが今回整備を予定している箇所となります。既存敷地の50%までが転用可能な面積となるため、その一部が農地として残る計画となっております。

整理番号7番、転用者が開業を進めているレストラン用の駐車場用地及び農業用の資材置場として除外を希望している計画です。

32ページ以降に、検討事項や図面などを添付しております。

転用者自らが作った農産物を利用したレストランを計画しており、この周辺に駐車スペースとして活用できる場所はほかになく、必要性及び実現性ともに高いと考えております。

35ページ上段に、農振土地利用計画図を添付しておりますが、この南東部分が既存集落に当たる白地部分で接しており、農用地の集団化などに支障を及ぼすおそれはないと考えております。

整理番号8、住宅敷地の一部に農振農用地と指定された部分がありますが、非農地証明が発行されたことに伴い、地権者から申出があり、農振農用地から除外を希望するものになります。

36ページ以降に、検討事項や図面などを添付しております。

39ページの現況写真のとおり、住宅敷地の塀の中に当たる部分で、形も三角形、面積も64平米と大きなものではないため、農業振興上、確保する必要はないと考えております。

この周辺で実施された県営圃場整備事業による換地処分を設定されたものの、工事完了後8年以上経過をしております。

続きまして、農振農用地への編入の案件になります。

資料は42ページからです。

[]の649-1及び650の一部になります。令和2年度に[]の移転先として[]の617-1及び619と一緒に農振農用地から除外した箇所になりますが、幼稚園の用地としては必要なくなったということで、今回改めて農振農用地に編入するものになります。

43ページの図面が、令和2年度、除外申出があった時点の計画平面図

になります。右の44ページは、修正後の平面図です。比べていただいて、43ページの下側部分、駐車場部分が今回整備する必要がないということになっています。

45ページ以降に、位置図や農振図を添付しております。

46ページ上段の農振図の赤枠部分が今回の申出地になりますが、当該地から北側には10ヘクタール以上の広がりがあり、農振法第10条第3項に基づく集团的に存在する農用地に該当すると考えております。

以上、今回申出のありました8件の概要の説明になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま農業振興課のほうより説明がありました。

振興地域整備計画事業ということですが、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようなら、ちょっと1ついいですかね。

小富士の分の物件、1枚の田んぼをちょっこし残してというふうな図面になっていますけど、これはどういう格好で。その分は農地としてまだ残すということですか。

農業振興課

これは、農地転用の基準のほうで既存敷地の50%までが転用可能というふうに抵触するというので、現在の既存敷地が2,318平米、その50%で1,159平米までが転用可能な面積ということになりますので、その基準を遵守しているということになります。

農振法上は特にそういった面積の要件というのはないんですけど、他法令の許可見込みということが重要になってきますので、農地法上、転用可能な面積ということで、今回提案があっているものになります。

議長

それじゃあ、そっちの田んぼというか、今まで作りおんしゃった人は、その小さくなった分で作るということ。

農業振興課

どうしても要件がございますので、そこまでしか実際広げられません。5メートルぐらいの幅でございますけれども、農用地が指定してございますので、そこは耕作をしていただくということでお願いをしている状況でございます。

議長

分かりました。

農業委員

2番の二丈の関係のところなんですけど、18ページを見てもらえば分かりますように、第一種低層住居専用地域の側ですね。そいけん具体的にこういうふうにして計画書が公開されますけど、この一列ずうっと計画されてくるんじゃないかなと思うんですけど、これは今後出てくればさらに農振除外というふうな話に持っていかれるのかどうか。そして、当然都市計画の関係で、もう逆にこの区域で、その第一種低層住居を広げるということは考えられないのかどうか、どうですか。

農業振興課

この南側がということですか。

農業委員

うん。

農業振興課

今後提案がある場合には、あそこのところでまた5要件に合致するかどうかということで、その都度検討していくというふうに考えております。基本的には、圃場整備している部分については守る必要があるということを考えておりますが、ここについては圃場整備が入っていない場所でもあるので、その前に令和2年に、17ページの上段に農振土地利用計画というのが出ていますが、今回赤枠で囲っている下の部分が白地になっている部分が令和2年に除外したというところで、もう既にここは住宅を建てるということがありますので、このラインは検討をしていく必要がある場所なのかなというふうに考えています。

農業委員

ラインをね。計画してある下という。圃場整備していないとやろうけん最終的にはその辺までを第一種低層住居専用地域のような形になっていくんじゃないかなと思うけん、都市計画課さんが考えてみえる、その辺まで含めたところの検討が必要なのかなという気がする。

ただ、担当する人たちが考えてみていそうかなという。

農業振興課

今の時点で、そこまで取り組むかとかということは、確認はできていません。

議 長

よろしいですか。

農業委員

もう一つ。

これじゃなくて基本的な考え方を聞きたいんですけど、農振地域の全体的な見直しを考えておられるかどうかを聞きたいんですけど。

議 長

農業振興課。

農業振興課 全体につきましては、今の計画につきましては平成27年度に作成をしたもので、農振法ではおおむね5年をめぐりに社会情勢に応じて見直しをす
るということになっております。

実際、令和4年度、今年度と令和5年度にかけて見直しを予定して
おりまして、まず令和4年度については調査事業を今行っているところ
です。まだ最初の段階ではございますが、行う予定にしております。令和5
年度に見直しを検討していくというようなスケジュールで今進めていると
ころでございます。

議 長 ほかに何か御意見はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
原案に対しまして同意する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に入ります。
事務局。

事務局 議案書の89ページをお願いいたします。
議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決
定について」御審議をお願いいたします。

この計画は所有権移転の内容でございます。
それではまず1番から説明させていただきます。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号の2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上が物件でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、事務局のほうより説明がありました。
基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決に入ります。
原案の利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。
全ての議事が終了しました。

議長

その他の項に移ります。

事務局

議案の御審議どうもありがとうございました。

すみません。中原委員に対しましては、議案書のほうが、確認しましたが、後半抜けていた不備があり、大変御迷惑をおかけして申し訳ございません。事務局でチェックができていなかったということで、今後改めます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、90ページにつきましては、あっせんの候補者のときに説明したとおりでございまして、91ページにつきましては、91から93ページにつきましては、営農面談計画の際の営農面談の資料をつけさせていただいております。

次の94ページ以降につきましては、農地対策委員会A班の報告をつけてございます。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、農地対策A班の報告をお願いします。

農業委員

農地対策A班の現地報告をいたします。
6月21日に現地調査を行いました。
番号1番。

【資料に基づき報告】

■■■■■が無断で店舗駐車場として利用しているのではないかと都市計画課より通報を受け、見に行きました。

現地は、駐車場とほかに椅子やテーブルなどが置かれ、店舗と一体利用がなされ、境界が分からない状況でした。

農地として利用がなされていないとして、所有者、土地利用者、双方に通知を出すようにしています。

番号2番。

【資料に基づき報告】

原田委員より連絡があり、見に行きました。

現地は、駐車場として使用したいのが、道路からの進入口にコンクリートが打たれ、グレーチングが入れられるようになっており、現地には、一部バラスが入れてありました。

土地所有者の■■■■■さんに、バラスの撤去をしてもらうよう要請文書を出すようにしています。

番号3番。

【資料に基づき報告】

平成29年に新規就農で取得された農地です。

現地には、コンテナが7個と木材などが置いてあり、ハウス内は耕作した形跡は見られませんでした。一部草刈りをされていましたが、当委員の話では、後を借りる予定の人が刈ってあるそうです。■■■■■さんは全部片づけると言っているようですが、定かではありません。

取りあえず■■■■■のほうの住所に文書を出すようにしております。

番号4番。

【資料に基づき報告】

農業法人による耕作状況の確認です。

平成29年3月に3条により取得された農地ですが、営農の形跡は見られませんでした。一時はオカワカメなどを作ってありましたが、今は入り口も封鎖されていました。

営農計画書を出してもらうようにしております。

番号5番。

【資料に基づき報告】

農業法人による耕作状況の確認です。

令和2年2月に3条により取得された農地です。256のハウスにはアスパラガスが植えてあり、370-5にはサツマイモ、372にはカボチャ等いろんな野菜が栽培されており、問題ありませんでした。

以上で報告を終わります。

事務局

御報告ありがとうございました。

それでは、96ページにつきましては、6月分に経営改善計画の認定を行った分の一覧がございますので、御一読お願いいたします。96、97ですね。

98から101につきましては、議案の審議の際に説明いたしましたので、表の1ページに戻っていただきたいと思います。

今後の予定でございます。

すみません。こちらミスがございますので、各自訂正をお願いいたします。まず予定のほうの右側のページがございますが、非農地調査と書いてある部分とシンポジウム、農政対策と書いてありますが、まず農政対策委員会が2つありまして、こちらは農地対策委員会のB班となります。

すみません。非農地調査の分が農地対策委員会のB班。次に、シンポジウムは変更ございません。一番下の農政対策委員会が非農地調査ということで変わります。

【資料に基づき説明】

以上でございます。

議長

4日の佐賀市の。

事務局

すみません。こちらに書いていませんが、佐賀市の農業委員会が視察研修のほうの要望等が出ております。実は今年の4月も計画をしておったんですけど、コロナのほうで延期ということで、7月中に申込みをしたいということでございました。こちらのほうも7月に視察研修を計画しておりますので、ちょっとこちらの視察研修が決まればというところでも、なかなか先方から返事が来ない状況で、先に佐賀市のほうの農業委員会の視察研修の受入れの予約があった状況でございます。

8月4日の、また日程の中で言いますが、8月4日木曜日の10時から11時半で来たいということで、受入れを考えております。

場所につきましては、向こうが30名程度ということですので、志摩館、こちらの会場を押さえておる状況です。

視察対応につきましては、農業委員会長と職務代理と副会長のほうで対

応させていただけるということでございますので、この場を借りまして、ちょっと急でございますが、4日のほうを視察対応ということで1つ押さえていただければと思います。

今後の予定につきましては以上でございます。

議 長

佐賀市の視察は11時半。

事務局

はい。10時から11時半の1時間半の予定でございます。

議 長

その他、何かありましたら。

事務局

すみません、7月27日のシンポジウムですかね、「男女共に進もう未来農業」ということで、農業委員会として委員登用推進シンポジウムというところで計画があります。

この後、ちょっとファックスではございませんけれども、農業委員と推進委員さんのほうが対象になりますので、ちょっと出席の報告の関係もございまして、この場で各地域のほうの御自分の、農業委員さんの出欠の分と地元推進委員の出欠のほうをちょっと順番に御報告いただけたらと思います。

こちらのほうちょっとファックスを別々の日に送らせてもらってまして、本日の総会にて確認をとということで依頼していた件でございます。

できましたら、波多江地区のほうから順番に御報告いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

じゃあ、波多江地区のほうから。

農業委員

波多江は、推進委員3人とも欠席。

事務局

ほかの委員はオーケー。

農業委員

オーケー。

事務局

次、長野地区の……。

農業委員

提出しました。

(「聞いています」と言う者あり)

事務局

すみません。

そうしたら次、加布里のほうは欠席ですので。
次、長糸のほうお願いします。

農業委員 私は一応出席。推進委員は欠席。

事務局 次、雷山。

農業委員 私は丸です。推進委員は3人丸です。

事務局 欠席はどなたに。

農業委員 山下さん。

事務局 じゃあ、井上さん、岩崎さん、小川さんは丸。

農業委員 丸。

事務局 じゃあ、怡土、お願いいたします。

農業委員 10日にちょっと推進委員さんと寄るんですよ。月曜日に報告でよろしいでしょうか。

事務局 はい、分かりました。よろしく申し上げます。
続きまして、引津をお願いいたします。

農業委員 こっちも月曜日に報告します。

事務局 はい。よろしく申し上げます。
続きまして、芥屋のほうは。

農業委員 推進委員がちょっとまだ不明、もうちょっと待ってください。

事務局 はい、分かりました。また御返事お願いいたします。
続いては、可也地区の委員さん、お願いいたします。

農業委員 農業委員2人、丸。藤嶋さん、バツね。残り2人、丸。

事務局 推進委員は分かりますか。

農業委員 推進委員さんが、ファクスが行っていなかった。出欠を取ってくださいと農業委員のほうには入っていたんですが、それで聞いても、推進委員さんにはファクスが行っていないので、何のための出席なのか分からないと。

事務局 昨日水上委員から電話があつて、シンポジウムについては地元の農業委員さんのほうで推進委員さんの分も含めてお願いしているんですという話はしたんですけど。

農業委員 2人欠席は、はっきりしているんですよ。水上さんだけがちょっと…。

事務局 そうしたら、直接推進委員さんのほうに確認しましたら。

農業委員 いや、水上さんだけ。吉村さんと田浦さんは欠席。

事務局 じゃあ、水上さんが1人ですね。農業委員さんのほうは、松尾さんと荻原さんが出席ということですね。
桜井は。

農業委員 私と山本推進委員、1名、1名で。

事務局 オーケー。

農業委員 はい。

事務局 じゃあ、野北のほうお願いします。

農業委員 自分は丸で、推進委員さんはちょっと来週の月曜日をお願いします。

事務局 はい。お願いします。
深江地区、お願いいたします。

農業委員 私も月曜日に報告します。

事務局 はい。よろしくお願いします。
一貴山のほうは、状況が分かれば。

農業委員 私は欠席で、推進委員はまだはっきりしません。後で報告します。

- 事務局 福吉地区はどうでしょうか。
- 農業委員 私は出席ですが、まだ推進委員さんのほうから連絡が来ておりません。
- 事務局 それでは、確認をよろしくお願いたします。
すみません。まだ確認するところもありまして、報告いただきましてどうもありがとうございました。突然すみません、ありがとうございます。
- 議長 その他なかったら、閉会に移りたいと思いますが。
- 事務局 すみません、じゃあ閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いたします。
- 副会長 本日の慎重審議ありがとうございました。
お手元のほうに、調査の地図とかが上に載っかっていると思うんですけども、暑い日が続いておりますので、くれぐれも熱中症とかに気をつけながら調査のほうに回っていただきたいと思います。
それから、先ほどのシンポジウムの件ですけれども、コロナの前は、糸島市は61農業委員会がある中で一番の出席でした、今まで。それをぜひ維持していただきたいということと、女性農業委員さんに理解を示していただきたいということで、ぜひ推進委員の方にも御出席いただきますようお願いしたいと思います。
それでは、これをもちまして第5回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和4年7月8日

議長

- 1 番 内 野 敏 一
議事録署名人
- 5 番 原 田 正 成
- 18番 東 司 時 隆